

埼玉県公共図書館等の資料相互貸借に関する協定

(目 的)

第1条 この協定は、図書館法第3条に基づき、埼玉県図書館協会公共図書館部会加入館（以下「加入館」という。）の間で、加入館が所蔵する資料の貸借につき相互に協力することによって、地域住民に対するサービスの増大を図ることを目的とする。

(資 料)

第2条 この協定において資料とは、図書館法第3条第1号に規定する図書館資料をいう。

(所蔵情報)

第3条 加入館は、相互の資料の貸借を円滑に行うため、自館の資料所蔵情報をお互いに公開するとともに、加入館間において有効に活用できるよう相互に協力するものとする。

(貸借の要領)

第4条 加入館間の資料の貸借については、別に定める「要領」によって行う。

(協議連絡)

第5条 この協定の実施に伴い、必要な事項について協議及び情報交換を行うため随時各館の担当者連絡会議を開催し、相互の連絡を密にする。

附 則

- 1 この協定は、昭和48年6月8日以後効力を発する。
- 2 この協定の実施に伴う事務は、埼玉県図書館協会事務局で行う。
- 3 この協定は、平成18年6月9日以後効力を発する。